

第 6 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成18年2月6日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「営業の禁止処分に関する審査請求に係る平成17年11月11日付け再々弁明書の中に『同日の午後5時00分に医師から食中毒患者届出票が提出された。』とあるが、午後5時00分に届出票が提出されたことが分かる文書」の公開請求を行った。
- 2 同月20日、実施機関は、上記の公開請求に対して、食中毒患者届出票（以下「本件届出票」という。）を特定し、患者の氏名、生年月日等が条例第7条第1項第1号に該当することを理由に一部公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 上記2の一部公開決定に対し、異議申立人から請求の内容に該当する行政文書が公開決定されていないと実施機関に申出がなされたことから、同年3月20日、実施機関は、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として処分変更し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 同年4月17日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

行政文書公開請求で求めたのは、本件届出票ではなく、本件届出票がいつ提出されたかが分かる文書である。

平成○年○月22日付け報告書には「17時10分電話にて＜食中毒の疑い＞の届けあり」とあり、午後5時10分に食中毒の疑いの届けが電話であったものが、午後5時00分に本件届出票が医師から提出されるわけがないのに、営業の禁止処分に関する審査請求に係る平成17年11月11日付け再々弁明書（以下「本件再々弁明書」という。）で、「同日午後5時00分に医師から食中毒患者届出票が提出された」と名古屋市北区北保健所（以下「北保健所」という。）は主張しており、正確な時刻が記載されていることから、当該行政文書が存在するはずである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件届出票は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第58条第1項に基づき、食中毒患者を診断した医師が診断日時等を記載して最寄りの保健所に届け出るものであるが、本件届出票に届出日時を記入することまでは法令において求められていない。また、今回の届出に当たっても届出日時が記載された事実はない。

本件再々弁明書は、午後5時00分に診断をして、その後に医師から本件届出票が提出されたという趣旨で記載したものである。

したがって、午後5時00分に本件届出票が提出されたことが分かる文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、午後5時00分に本件届出票が提出されたことが分かる文書である。

(2) 当審査会の調査によると、食中毒患者の届出に関し、次の事実が認められる。

ア 平成○年○月○日、○○○○○○○○○○異議申立人は、利用客が

平成18年 5 月19日	諮問書の受理
5 月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7 月 3 日	実施機関の弁明意見書を受理
7 月 6 日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8 月 7 日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
11月17日 (第72回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成19年 1 月16日 (第74回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3 月15日 (第76回審査会)	調査審議
平成20年11月11日 (第96回審査会)	調査審議
11月26日	答申